

【法とは】

- ・人間の行為を規律する規範
- ・国家・政治と密接に結びついた社会規範
- ・国家権力を背景に強制力をもつ社会規範

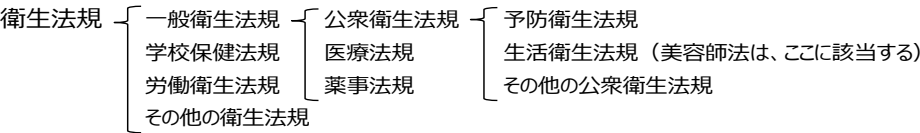
【日本の法令体系と効力の強い順】◎美容師法を所管する国の機関は、厚生労働省である

①	憲法	・国の 最高法規
②	法律（美容師法）	・ 国会 の議決によって制定
③	命令	・国会の議決を経ないで 行政機関が制定 する。政令、省令、内閣府令がある ※ 法律の特別の委任がなければ、罰則を設けられない
		③－① 政令（美容師法施行令） ・ 内閣 が憲法および法律を実施するために制定
		③－② 省令（美容師法施行規則） ・ 各省大臣 が、法律または政令を実施するために制定する ※ 美容師法施行規則は、厚生労働大臣が制定する『厚生労働省令』
		内閣府令 ・ 内閣総理大臣 が制定する
④	自治法規	・地方公共団体が制定する。条例と規則がある
		④－① 条例（美容師法施行条例） ・ 地方公共団体 が議会の議決を経て制定 ※ 国の法令に違反しない限り、自由に定められる ※ 一定の限度内で罰則を設けられる（2年以下の懲役）
		④－② 規則 ・ 都道府県知事、市町村長等 が制定（議会の議決を要しない）

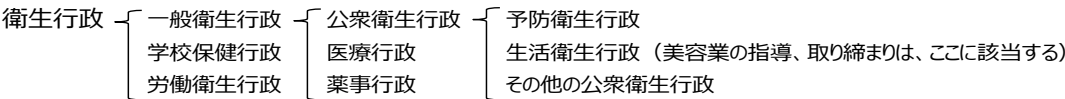
【条約】 国家と国家との関係を定めたもの

【衛生法規とは？】日本国憲法に規定する理念（憲法第25条）を増進する目的として制定された法律や命令、規則などの総称

憲法第25条 『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない』



【衛生行政とは？】国や地方公共団体が憲法第25条にしたがい、公衆衛生の向上と増進をはかるために衛生法規に基づいて行う行政のこと



【保健所】 衛生行政の中核機関

- ・保健所の設置、役割は、地域保健法で定めている
- ・地域における疾病の予防、健康増進、生活衛生など公衆衛生活動の中心となる機関
- ・都道府県、保健所設置市または東京都の特別区が設置する衛生行政機関である
 - ※ 環境衛生監視員が配置されている（環境衛生監視員 → 美容所の立ち入り検査・美容所開設の際、施設の検査確認）
- ・保健所の業務（14項目・教科書P34参照）← 健康保険は属さない
 - ※ ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理・清掃その他の環境の衛生に、美容師法の施行に関する業務が含まれる

【美容師法】

美容師法の目的	・美容師の資格を定めるとともに、美容業が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的としている
美容とは？	・パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう
美容師とは？	・厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者 ※業とするとは？・・・社会生活上の1つの役割として反復継続的に行うこと

【美容師試験】

- ・厚生労働大臣またはその委任を受けた指定試験機関が行う
- ・美容師として必要な知識及び技能について行う
- ・都道府県知事の指定した美容師養成施設を卒業した者が受験できる
受験にあたって、年齢の上限、性別、その他の資格の制限はない
本籍・住所・卒業養成施設の所在地に関係なく、どの試験会場で受験してもよい
- ・合格すれば合格証書が交付される
- ・筆記、実技試験のいずれかに合格すれば、次回の美容試験に限り、申請により合格した試験が免除される

【美容師免許】

- ・免許は、取り消し処分を受けない限り、生涯にわたって有効で、効力は日本国内全域
- ・美容師試験に合格した者からの申請に基づいて、適格者に与えられる
- ・美容師免許は指定登録機関の美容師名簿に登録した時点から効力がある
※美容師の免許を受けていない者が美容を業として行った場合は30万円以下の罰金に処せられる

【免許申請の手続き】

- ・美容師免許申請書に下記の①、②を添えて厚生労働大臣（指定登録機関）に提出する
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写しのいずれか
 - ② 精神の機能の障害に関する医師の診断書

【合格しても免許を与えられない者（免許の欠格条件）】 ※②と③の場合、深く反省していると認められれば与えられる場合がある

- ① 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として 厚生労働省令で定めるもの
- ② 無免許で美容を業とした者
- ③ 以前美容師で、業務の停止処分を受け、業務の停止期間中に美容を業としたために免許の取り消し処分を受けた者

【免許を受けてから変更等があったときの手続き】

本籍地、または氏名を変更したとき	・30日以内に厚生労働大臣（指定登録機関）に、名簿の訂正の申請と、免許証の書き換え交付を申請する
免許証を破り、汚し、紛失したとき	・厚生労働大臣（指定登録機関）に再交付の申請ができる ※紛失した免許証を発見したときは、5日以内に厚生労働大臣（指定登録機関）に、返納する
死亡したり、失う宣告を受けたとき	・戸籍法により死亡または失う宣告の届出をする義務のある者が、30日以内に、名簿の登録の消除を申請し、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許証を返納しなければならない
免許取消し処分を受けたとき	・速やかに、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許を返納する
業務停止処分を受けたとき	・速やかに、その処分を行った都道府県知事、保健所設置市長等に免許を提出する

【美容の業を行う場合に講ずべき措置】 ※①と②は全国一律で、③は都道府県が地方の実情に合った措置内容を条例で定めることができる

- ① 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと
- ② 皮ふに接する布片を客1人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること
- ③ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置